

# 令和5年度 大東市教育委員会 11月定例会会議録

## 1. 開催年月日

令和5年11月20日（月） 午前10時00分～午前10時50分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（4名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理人 太田 忠雄
- ・教育委員 中野 健一郎
- ・教育委員 澤田 真由美

## 4. 出席説明員（9名）

- ・教育総務部長兼教育企画室長 北本 賢一
- ・学校教育政策部長 渡邊 良
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長 有東 良博
- ・教育総務部家庭・地域教育課長 長町 幸一
- ・学校教育政策部教職員課長 花澤 秀之
- ・教育総務部学校管理課長補佐 石田 壽彦
- ・教育総務部教育総務課上席主査 勝又 瞬

## 5. 傍聴者 3名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第30号  
令和5年度大東市一般会計補正予算（第4次）【教育関係】に係る意見聴取について
- 日 程 第 3 教委議案第31号  
諸福小学校用地の一部（諸福一丁目33番2）の教育財産の用途廃止について
- 日 程 第 4 教委議案第32号  
令和6年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について
- 日 程 第 5 一般業務報告

## 7. 議案書

## 教委議案第 31 号

諸福小学校用地の一部（諸福一丁目 33 番 2）の教育財産の用途廃止について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 2 号の規定に基づき、諸福小学校用地の一部（諸福一丁目 33 番 2）の教育財産の用途廃止をすることについて、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 20 日提出

大東市教育委員会

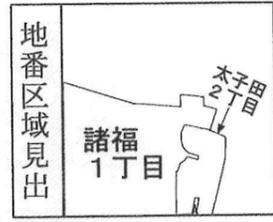
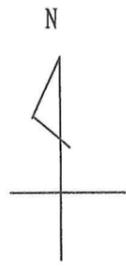
教育長 水野 達朗

用途廃止をしようとする教育財産

1. 名称 諸福小学校用地の一部
2. 所在地 大東市諸福一丁目 33 番 2
3. 用途廃止面積 (土地) 88 m<sup>2</sup>

理 由

現在、教育財産である大東市立諸福小学校用地の一部を普通財産に変更するため。



A 諸福1丁目

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部	所在	大東市諸福一丁目			地番	33番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年10月19日  
大阪法務局東大阪支局  
登記官

岡本基治



請求番号：56-1  
(1/1)

公用

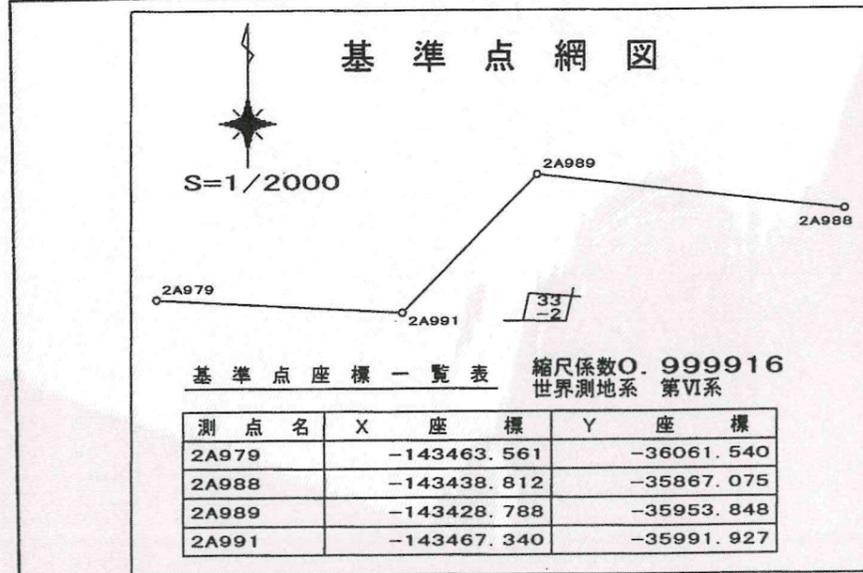
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和5年10月19日  
大阪法務局東大阪支局

登記官

岡本基治



地番	33-1-2	地積測量図
土地の所在	大東市諸福一丁目	



地番	(口) 33-2	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	境界標	距離
K15			-143462.909	-35944.249	-277633.379276		12.00
K14			-143462.065	-35956.220	243962.952700		7.82
K22			-143469.694	-35957.975	277739.398900		12.13
G1			-143469.789	-35945.838	-243892.510830	プラスチック杭	7.06
		倍面積			176.461494		
		面積			88.2307470		
		地積			88.23 m <sup>2</sup>		

残地 (イ) 33-1

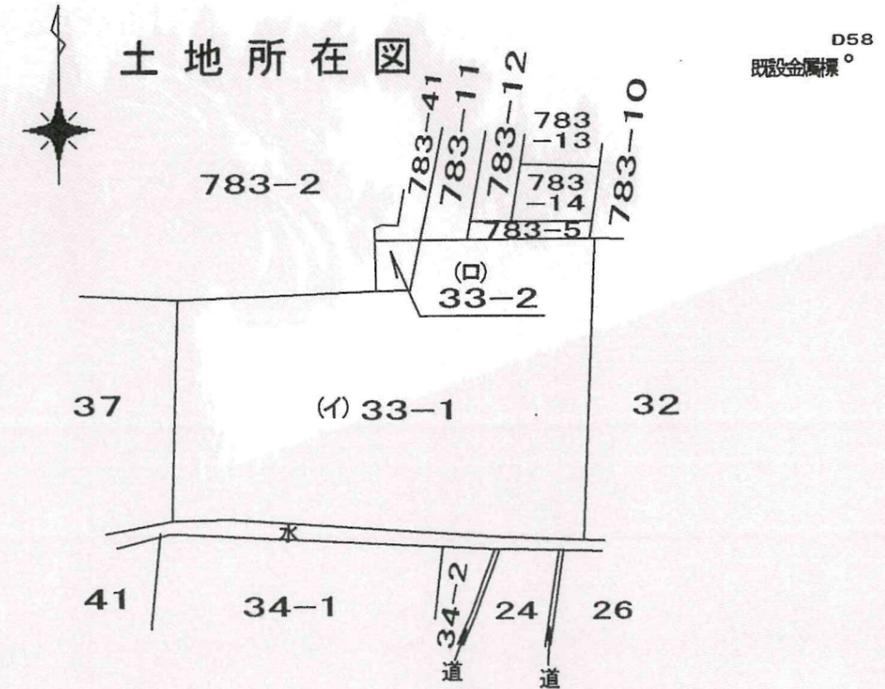
1034.71m<sup>2</sup> - 88.23m<sup>2</sup> = 946.48m<sup>2</sup>

引照点座標一覧表

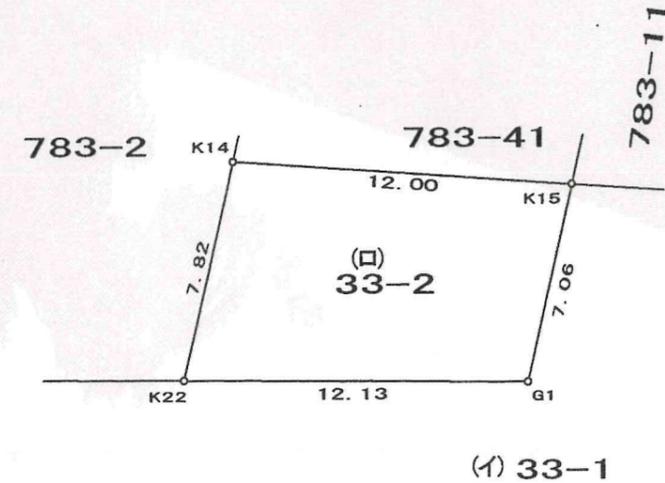
測点名	X座標	Y座標	備考
K20	-143469.489	-35969.689	既設金属標
D58	-143432.066	-35937.127	既設金属標

引照点間距離

測点名	K20	D58
K15	26.277	31.654
K14	15.379	35.559
K22	11.715	43.017
G1	23.853	38.715



K20  
既設金属標



作成者 大東市三住町4番2号 山岡 昇  
土地家屋調査士

(令和5年9月28日作成)



申請人

大東市長 東坂浩一

縮尺 1/250

(大阪土地家屋調査士会)

教委議案第32号

令和6年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定に基づき、令和6年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年11月20日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

市民の教育に対する期待と要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るため。

## 令和6年度 大東市立小・中学校教職員人事基本方針(案)

令和5年11月 日制定

大東市教育委員会

豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「令和6年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。

- 1 本市のめざす教育、及び各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2 児童生徒数の増減及び各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換及び地区内異動等の人事を積極的に進める。
- 4 新規採用の教職員については、幅広い視野と高い教育的専門性を有する人材の育成に努める。
- 5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。

大東市立小・中学校教職員人事基本方針 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="259 339 882 371"><u>令和6年度</u>大東市立小・中学校教職員人事基本方針</p> <p data-bbox="147 435 1106 611">豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「<u>令和6年度</u>公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。</p> <ol data-bbox="174 675 1106 1289" style="list-style-type: none"> <li>1 本市のめざす教育、<u>及び</u>各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。</li> <li>2 児童生徒数の増減<u>及び</u>各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。</li> <li>3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換<u>及び</u>地区内異動等の人事を積極的に進める。</li> <li>4 同 右</li> <li>5 同 右</li> </ol>	<p data-bbox="1245 339 1868 371"><u>令和5年度</u>大東市立小・中学校教職員人事基本方針</p> <p data-bbox="1133 435 2085 611">豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「<u>令和5年度</u>公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。</p> <ol data-bbox="1160 675 2092 1337" style="list-style-type: none"> <li>1 本市のめざす教育、<u>および</u>各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。</li> <li>2 児童生徒数の増減<u>および</u>各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。</li> <li>3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換<u>および</u>地区内異動等の人事を積極的に進める。</li> <li>4 新規採用の教職員については、幅広い視野と高い教育的専門性を有する人材の育成に努める。</li> <li>5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。</li> </ol>

## 令和6年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領(案)

令和6年度大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。

### 1. 教職員の人事について

#### (1) 過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換及び広域異動(以「異動等」という。)を行い、効率的な過欠員調整を図る。

#### (2) 教職員構成の適正化

① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。

② 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。

なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

#### (3) 学校の活性化を図る人事の推進

学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

#### (4) 市町村間等における人事交流の推進

異動等を行うに当たっては、市町村間、政令指定都市・豊能3市2町・他府県及び異なる校種間等、多様な人事交流を積極的に推進する。

#### (5) 新規採用教職員の人事

新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。また、新規採用教員の異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。

## (6) 首席・指導教諭の配置

首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。

(7) 異動の対象者学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。

### ① 新規採用者

現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。

### ② ①以外の者

現任校において6年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。

- ・ 現任校における勤務年数が6年未満の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。
- ・ 現任校における勤務年数が10年以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。

## 2. 校長及び教頭の人事について

校長及び教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、女性及び若手教職員の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。

## 3. 女性教職員の人事について

- (1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

大東市立小・中学校教職員人事取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>令和6年度</u>大東市立小・中学校教職員人事取扱要領</p> <p><u>令和6年度</u>大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。</p> <p>1. 教職員の人事について</p> <p>(1)過欠員の調整</p> <p>児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換<u>及</u> <u>び</u>広域異動(以下「異動等」という。)を行い、効率的な過欠員調整を図る。</p> <p>(2)教職員構成の適正化</p> <p>① 同 右</p>	<p><u>令和5年度</u>大東市立小・中学校教職員人事取扱要領</p> <p><u>令和5年度</u>大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。</p> <p>1. 教職員の人事について</p> <p>(1)過欠員の調整</p> <p>児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換<u>お</u> <u>よ</u>び広域異動(以下「異動等」という。)を行い、効率的な過欠員調整を図る。</p> <p>(2)教職員構成の適正化</p> <p>① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。</p>

新	旧
<p>② 同 右</p> <p>(3)学校の活性化を図る人事の推進 同 右</p> <p>(4)市町村間等における人事交流の推進 同 右</p> <p>(5)新規採用教職員の人事 同 右</p>	<p>② 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。 なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。</p> <p>(3)学校の活性化を図る人事の推進 学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。</p> <p>(4)市町村間等における人事交流の推進 異動等を行うに当たっては、市町村間、政令指定都市・豊能地区3市2町・他府県及び異なる校種間等、多様な人事交流を積極的に推進する。</p> <p>(5)新規採用教職員の人事 新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。 また、新規採用教員の異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。</p>

新	旧
<p>(6)首席・指導教諭の配置</p> <p style="text-align: center;">同 右</p> <p>(7)異動の対象者</p> <p style="text-align: center;">同 右</p> <p>① 新規採用者</p> <p style="text-align: center;">同 右</p> <p>② ①以外の者</p> <p>現任校において<u>6年</u>以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現任校における勤務年数が<u>6年</u>未満の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。</li> <li>・ 現任校における勤務年数が10年以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。</li> </ul>	<p>(6)首席・指導教諭の配置</p> <p>首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。</p> <p>(7)異動の対象者</p> <p>学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。</p> <p>① 新規採用者</p> <p>現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。</p> <p>② ①以外の者</p> <p>現任校において<u>7年</u>以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現任校における勤務年数が<u>7年</u>未満の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。</li> <li>・ 現任校における勤務年数が10年以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。</li> </ul>

新	旧
<p>2. 校長<u>及び</u>教頭の人事について</p> <p>校長<u>及び</u>教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、女性<u>及び</u>若手教職員の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。</p> <p>3. 女性教職員の人事について</p> <p>(1) 同 右</p> <p>(2) 同 右</p> <p><u>4. 削除</u></p>	<p>2. 校長<u>および</u>教頭の人事について</p> <p>校長<u>および</u>教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、女性<u>および</u>若手教職員の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。</p> <p>3. 女性教職員の人事について</p> <p>(1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。</p> <p>(2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。</p> <p><u>4. 教職員の退職について</u></p> <p><u>年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知徹底を図る。</u></p>

## 8. 一般業務報告

### 1. (仮称)ほうじょう学園の設置に関する進捗状況等について

## 9. 会議録

水野教育長

定刻になりました。  
開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員3名、合計4名でございます。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することを報告申し上げます。

水野教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から11月の教育委員会定例会を開催いたします。  
傍聴にお越しの皆様、朝早い時間にかかわりませず傍聴にご参加いただきありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、澤田委員によりしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第30号 令和5年度大東市一般会計補正予算（第4次）【教育関係】に係る意見聴取について、を議題とします。

なお、本案件につきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思っております。承認の委員は挙手をお願いします。

### 【挙手全員】

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

傍聴にお越しの皆様は、一旦退席をお願いします。事務局職員は別室に誘導をお願いします。

### 【非公開】

それでは、教委議案第30号の審議が終了しましたので、ただ今から定例会を公開とします。

次に、日程第3 教委議案第31号 諸福小学校用地の一部（諸福一丁目33番2）の教育財産の用途廃止について、提案理由の説明をお願いいたします。

石田課長補佐

教委議案第31号 大東市立諸福小学校用地の一部の教育財産の廃止について、ご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号の規定に基づきまして、大東市立諸福小学校用地の一部の教育財産の用途廃止をすることについて、大東市教育委員会の皆様の議決を求めるもので

ございます。

まず用途廃止をする教育財産の概要についてご説明いたします。

名称は、大東市立諸福小学校用地の一部でございます。所在地につきましては、大東市諸福一丁目33番2でございます。諸福小学校敷地の北東に位置し、運動場側に面する裏門近くにある土地88㎡の面積でございます。

続きまして、理由についてご説明いたします。

令和5年6月に、大東市立諸福小学校敷地に隣接する土地所有者と学校管理課が、互いの土地の境界を確定したところ、当該土地が教育財産として活用しておらず、また当該土地について（現在の隣接土地所有者から）購入希望があったことから、当該土地の教育財産の用途廃止をし、普通財産に変更するものでございます。

次のページをお開きください。当該小学校用地の一部教育財産について用途廃止をすることに伴う土地分筆登記手続き後の公図でございます。また、次のページに、地積測量図を添付しております。

以上の理由により、大東市立諸福小学校用地の一部の教育財産の用途廃止をすることについて、大東市教育委員会の皆様の議決を求めます。何卒よろしくお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

賛成全員により可決しました。

次に、日程第4 教委議案第32号 令和6年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、提案理由の説明をお願いいたします。

花澤課長

失礼いたします。教委議案第32号をご覧ください。「令和6年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定に基づき、令和6年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市民の教育に対する期待と要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るためでございます。

それでは資料2枚目「令和6年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針（案）」をご覧ください。

豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、下記の1から5の事項に重点をおいて適正な人事を行うものです。

人事基本方針に関しましては、昨年度の基本方針からの内容の変更点はございません。したがって、資料3枚目にあります新旧対照表のとおり、年次修正と文言修正のみとしております。

次に、この基本方針を踏まえた具体的な方向性を資料4枚目「令和6年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領（案）」に示しております。資料4枚目をご覧ください。概要につきましてご説明させていただきます。

まず、1. 教職員の人事についてです。

(1)につきましては、計画的な配置換および広域異動を行い、効率的な過欠員の調整を図ってまいります。

次に(2)(3)につきましては年齢別や性別、学校課題等を勘案し、各分野の推進力となる教職員を適性に配置し、学校長の経営方針のもと、教職員構成の適正化及び教職員の意欲の向上を図る人事を推進してまいります。

次に(4)～(6)につきましては、市町村間等における異動を積極的に推進するとともに、新規採用教職員につきましては、資質向上の観点から適正な配置を考慮し、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進してまいります。また、首席及び指導教諭の配置については、学校運営体制・機能の充実等を図るため、計画的に行ってまいります。

次に(7)につきましては、学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進いたします。

なお、異動年限の基準につきまして、新規採用者は4年以上、最長6年を目途で変更はございませんが、大阪府教育委員会の示す人事取扱要領の変更に伴い、それ以外のものにつきまして昨年度までの7年以上、最長10年を目途から6年以上、最長10年を目途と変更しております。

続いて、2. 校長及び教頭の人事についてです。

校長および教頭の任用については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置してまいります。

次に3. 女性教職員の人事については、主任等の任命に当たり、女性教職員の活用を計画的に進めるとともに、母性保護の観点に十分留意してまいります。

最後に、昨年度までは4. 教職員の退職についてにおいて、年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用について、その趣旨の周知を図ることとしておりましたが、定年年齢の引き上げに加え、引き続き少子高齢化による生産年齢人口の減少が見込まれる中、これまで以上にベテラン教職員の活躍を求めていく必要があるため、項目を削除いたしました。

以上、変更点等を資料6枚目以降の新旧対照表にまとめております。本市の人事取扱要領は、大阪府教育委員会が示す人事取扱要領が基礎となっており、今年度の大阪府の人事取扱要領において変更のあった異動年限に加え、年次修正及び文言修正をしております。また、4. 教職員の退職についての項目を削除しております。

以上、人事基本方針並びに人事取扱要領について、提案をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

水野教育長	この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。
太田委員	他市との交流ということで、北河内間の交流だと思いますが、例えば大東市から2年間他市へ行き、また大東市に帰って来て学んできたことを活かしてもらうという制度は今でもありますか。
花澤課長	チャレンジ人事交流という名前ではありますが、現在もございません。今年度につきましても本市から2名、他市から2名来てもらい交流人事をしているところです。
太田委員	2名というのは小学校ですか。
花澤課長	中学校と小学校から1名ずつです。
水野教育長	他はいかがでしょうか。 では1点私から質問させてください。「2. 校長及び教頭の人事について」の項目の2行目に、「女性及び若手教職員の登用」とありますが、若手教職員の定義というのは何か大阪府で出ているのでしょうか。
花澤課長	具体的な年齢までは出ていませんが、現状ですと教頭については35歳以上から教頭になれる資格がありますので、そういったところの若手も含めて積極的な任用を、ということは府から言われているところです。
水野教育長	教職員の年齢層が随分と変わってきている中でも、府の中で教頭の35歳というのは変わっていないので、それに近い年齢の方が若手という理解でよろしいですか。
花澤課長	その通りでございます。
水野教育長	ありがとうございます。
澤田委員	「3. 女性教職員の人事について」のところで、「女性教職員の活用を計画的に進める」とありますが、具体的なものがあれば一つでも書かれたらと思います。
花澤課長	計画的に進めている具体的なものは今の段階では無いのですが、女性教職員について、積極的に声をかけるということをしております。しかしながら、育児関係の段取りがついた段階でというような回答をもらっているという状況です。
澤田委員	本人はやる気だけでも環境が整わないなど、色々と課題があるのかなと思います。働き方改革とも関わってくるかと思しますので、一緒に考えられたらと思います。
水野教育長	ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

太田委員

新任から最長で6年で転勤ですよね。転勤者は10年でまた転勤ということですが、それを超えて勤務している先生は大東市内に何名くらいいらっしゃいますか。

花澤課長

学校運営上という形で残留するケースはございません。現状といたしましては産育休の延長により滞留されている先生は一定数いらっしゃいます。

水野教育長

それでは、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

賛成全員により可決しました。  
以上で本日の教委議案を終わります。

・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・

①（仮称）ほうじょう学園の設置に関する進捗状況等について  
⇒これまでの経過と今後のスケジュール案、地域説明会での意見概要、保護者・市民アンケート結果、検討委員会での主な意見について

質問

・運動場の面積は足りているのか。  
⇒法的には充足していますが、さらに低学年用運動場を確保できるよう進めています。  
・アンケートではプールは廃止と民間委託、どちらの意向が強いのか。  
⇒それぞれの賛成、反対の数値は取っておりません。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

各教育委員からの意見等について

・女性教職員の活用を進めるうえで、自分の実力を過小評価しがちな女性が多いということを知っておく必要がある。  
・人事異動の難しさについて（262の法則について）  
・登校時間に合わせた、教職員の勤務時間の前倒しが必要ではないか。

以上をもちまして、11月定例会を終了といたします。

以上

令和5年12月19日

水野教育長

澤田委員